



Title	カリバピ : フィリピンの対日協力
Author(s)	瀬戸, 健寿
Citation	日本語・日本文化. 1999, 25, p. 63-82
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9371
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

<研究ノート>

カリバピ

— フィリピンの対日協力 —

瀬戸 健寿

0. はじめに

1942年1月2日、マニラを無血占領した日本軍は、翌日、軍政を施行した。以後、45年8月までの3年8か月間、弾圧と懐柔という2つの政策を使い分けながらフィリピンを支配下に置いた。その際、「物心両面」で宗主国アメリカに深く依存してきたフィリピンの「過去の清算」と、「大東亜戦争完遂」への積極的協力を必要とした日本軍は、フィリピン人の動員と統制のための新しいシステムを導入した。隣組とカリバピ（新比島奉仕団）である。

前者は太平洋戦争下の日本におけるものと同様の組織であり、1943年10月の「独立」以降は傀儡共和国の下級行政単位に組み込まれた¹⁾。一方、後者は、「日本の大政翼賛会と満州国の協和会を模したもので、その背後にある基本的な考え方としては、全政党的解消と、全フィリピン人を効果的に全体主義政党内に統合²⁾し、政治団体ではなく国民組織として「大日本軍の施政に従ひ其の大東亜共栄圏確立の方策に奉仕すること³⁾」を目的に、1942年12月30日に創立された組織である。したがって、日本のフィリピン占領政策に焦点を当てその意図や政策内容を明らかにする上で、カリバピへの考察は不可欠であると思われる。

本稿では、フィリピンの人々が対日協力へと組み込まれていった過程をカリバピの動向を中心に検証することで、日本の行なった占領政策の一端を明らかにしたい。

1. 比島行政府とフィリピンの政治エリート

1. 1 比島行政府の誕生

日本の侵略時、フィリピンはマヌエル＝ケソン（Manuel L. Quezon）大統領率

いるフィリピン・コモンウェルス (独立準備政府) の統治下にあり、1946年7月4日の独立を約束されていた。つまり、(1) フィリピンには既に自治政府を担うに足る政治エリートが、国政レベルでも地方政治レベルでも十分に存在しており、(2) アジアを白人支配から解放するという日本の大義名分が、数年後の独立が既に約束されているフィリピンにとっては、さしたる魅力を持たなかった、のである。そのため、日本軍はフィリピンの占領にあたって、当初から従来の政治エリートを温存した統治体制の設立を目指した。

42年1月3日、フィリピンに軍政を敷いた日本軍は、同月7日、フィリピン側代表としてホルヘ＝B＝バルガス大マニラ市長⁴⁾を日本軍司令部に呼んで会見を持ち、治安の維持、物資の統制、日本への敵対行為の取締り等、7項目にわたる要求を行なった。バルガスはその要求を応諾し、日本軍への協力を約束した⁵⁾。次いで、同23日、大日本軍司令官の名において訓令 (第1号) が出され⁶⁾、ここに比島行政府 (the Philippine Executive Commission) が設立されたのである。次節では比島行政府の統治機構について見ていく。

1. 2 比島行政府の統治機構

42年1月23日の訓令第1号によって、バルガスは比島行政府の長官に任ぜられるとともに、行政府の統治機構に関する指針が示された。それによると、従前の中央行政機関は内務、財政、司法、農商、教育厚生、土木交通の六部に統合され、各部にはそれぞれ長官が置かれ、行政長官の統轄の下に所管の行政が実施されることになった。しかし、各部には日本人指導官及び同輔佐官の配置が義務づけられており、また、「行政ノ実施ハ大日本軍ノ要求充足ヲ最優先トシ先ツ速カニ治安ヲ恢復スルヲ主眼トシ行政長官及各部長官ハ重要事項ニ関シテハ大日本軍最高指揮官ノ命令ニ依ルヘシ」(同訓令第7項) とあることから明らかなように、比島行政府は、その設立当初から日本軍当局の政策と必要を充たす仲介者としての役割を期待されたわけである。

さて、日本軍によって再編された中央行政機関 (=比島行政府) の各部局編成及び設立当初の主要な部局長人事について、「比島中央行政機関ノ編成」⁷⁾と題する一覧に基づき、以下に簡単に記する。

初めに、中央行政府は行政長官府（長官ホルヘ＝バルガス）、行政府書記官長、主計局（局長テオフィロ＝シソン）、文官任用局、需品局、印刷局、及び官営諸機関から構成されていた。次に、内務部は長官官房（長官ベニグノ＝S＝アキノ）、地方局、警保局、統計局、宗教局、統計局分処（外人登録及戸籍係）、移民記録保管処から構成されていた。以下、財務部は長官官房（長官アントニオ＝デ＝ラス＝アラス）、税務局、国庫局、金融局、官吏保険局、特別収入局から、司法部は長官官房（長官ホセ＝P＝ラウレル）、司法部、大審院（裁判長ホセ＝ユーロ）、控訴院、マニラ始審裁判所、マニラ市裁判所及び同検事局から、農商務部は長官官房（長官ラファエル＝アルーナン）、農政局、農畜産局、土地局、林業水産局、科学局、商工局、鉱山局、気象局から、教育厚生部は長官官房（長官クラロ＝M＝レクト）、公立学校局、比律賓大学、私立学校局、体育局、衛生局、比律賓国立病院、国立図書館、国語調査会、厚生局から、土木交通部は長官官房（長官キンティン＝パレダス）、土木局、通信局、交通局、公共事業局、首都水道局から、それぞれ構成されていた。

なお、ここに列挙した人物はいずれもアメリカ植民地期フィリピンの有力政治家であり、その多くが、立法府のみならず司法・行政・実業界の要職を兼任するパワー・エリートであったことは注目に値する⁸⁾。

また、比島行政府各部が担当する業務範囲については、同年1月30日付行政命令第1号に基づいてバルガス長官が発令した「中央行政機関及裁判所事務分掌規程（行政令第4号）」⁹⁾からその概要がわかる。同規程は第1章 行政長官、第2章 内務部、第3章 財務部、第4章 司法部、第5章 農商部、第6章 教育厚生部、第7章 土木交通部、第8章 任命、第9章 暫定規定の全9章、計61条から構成されていた。但し、各部業務規程の詳細についてはここでは割愛する。

1. 3 官公吏訓練所¹⁰⁾

占領下のフィリピンで「新比島建設」に役立つ人材の短期における大量育成を目指した日本軍は、フィリピン人再教育のための各種訓練所を設置した。官公吏訓練所もその一つであり、比島行政府及び地方行政機関の中堅官公吏はこの訓練

所に入所して、2ヵ月にわたって共同生活を行い、再教育を受けたのである。同訓練所は42年10月19日に開所され、12月末に第1回訓練生を送り出した。その後、43年1月、4月と各200名の訓練生を教育し、5月30日には3回目の卒業を数えている。この間の卒業生総数は585名に及ぶが、そこで訓練を受ける者の多くは27、8才前後であり、彼らのうち、4分の3が高等教育修了者であり、職業別に見ても、医者、法律家、技師等さまざまであったという。

ところで、官公吏訓練所における訓練の実情について、『マニラ新聞』（43年6月10日付）に次のような記事が掲載されているので、以下に引用する。

彼等は約五十名宛四組に分けられ組長を設け完全な自治を行つてゐる。土曜日曜以外は外出は勿論面会も許されない。しかし厳格な内務のなかには慰安の設備も整つてをり図書室には多数の書籍が置かれて勉学のよき伴侶となつてゐる。

起床は朝六時十五分、ベルの音と、ともに飛び起きる彼等は日本軍隊の内務生活に見るあの敏捷さをもつて瞬くうちに毛布、敷布をたゝみ、室内を整頓し、顔を洗ふ。七時に日朝点呼、七時十分には厳肅な国旗掲揚、それに続いてラジオ体操、七時半朝食。九時から一時まで四時間、午後三時から五時までみっちり学科を受ける。内容は日本語、日本事情、日本歴史、比島歴史文化、社会学、日比音楽、日比名士の講演など種々の世界情勢に関するもので彼等の顔色は真剣そのものだ。

学科が終つてから一時間軍事教練だ。勉学の時間と相俟つて文武両道に生きる東洋人として逞しい姿がそこに見られる。夕食後七時半から九時半まで自習。彼等は読み、語り且つ思索する。静かに過去を振り返り現実を直視し将来に思ひを致すとき、「我等何をなすべきか」とはげしい自問が繰返される。

午後九時四十五分日夕点呼、十時消灯。ベッドへ飛び込んだ彼等は一日の心身の疲れからすぐぐつすり寝込んでしまふ。彼等の安らげくも淨い寝顔に明日の比島の姿が現れてゐる。

ここから、訓練所における訓練の様子がおおよそ理解できるのである。

2. カリバビ創設

2. 1 政党の解散

日本軍占領当時、米国流の民主主義的政党政治が導入されていたフィリピンでは、ナショナリスタ党、デモクラタ党の二大政党の他、ガナップ党、人民戦線、フィリピン青年党等多数の政党が存在し、相争っていた。日本軍政が開始され、政党活動が禁止されてもなお、そのような状況が続いていた。「米国式亜流政治を根本より払拭し、生活態度の一切を挙げて米英の模倣より清算し、よつて以て日本を中核とする東亜共栄圏の一環たるに応じ得る態勢を整ふる」ことを目指す軍政監部当局は、「国内諸政党の軋轢によつて政府の行はんとする諸施策が、幾多の障碍に逢着し」ている状況に対して、フィリピン人は「民主主義的議会政治は政党なしには成立し得ないと考へた傾向が可成強い」と批判し、大東亜共栄圏確立のためには「政党そのものの存在が許されるべきではない」と断じているのである¹¹⁾。そこで、日本軍はフィリピン各政党を1942年12月4日に「自発的に」解消させ、それにかわって、比島行政府が同日付で発令した行政命令第109号に基づく新しい挙国一致の思想団体、即ちカリバビ（新比島奉仕団）を8日に発足させた¹²⁾。ちなみに、カリバビとは新比島奉仕団のタガログ語訳、カピサナン・サ・バグリリンコッド・サ・バゴン・ピリピナス（Kapisanan sa Paglilingkod sa Bagong Pilipinas）の略称である。それではカリバビについて詳細に見ていく。

2. 2 組織の概要

2. 2. 1 幹部人事

12月8日、マニラのルネタ公園で大東亜戦争勃発一周年記念式典が挙行された後、マラカニヤンでカリバビの発会式が開催された。式上、バルガス総裁とアキノ副総裁兼事務総長が講演を行なった。彼らは式に先立つ6日、他の首脳幹部と共に各役職に任命されたが、その陣容は次の通りである。即ち、総裁（ホルヘ＝バルガス）、副総裁兼事務総長（ベニグノ＝S＝アキノ）、総務局長（ピオ＝デュラン）、調査企画局長（ドミナドル＝タン）、地方支部局長（ホセ＝B＝ラウ

レル Jr.)、宣伝局長 (ベニグノ＝ラモス)、書記長兼会計部長事務局長 (アルセニオ＝ルス)、理事 (ルソン代表：アルフォンソ＝メンドサ、ピサヤ代表：オスカルロ＝レデスマ、ミンダナオ代表：ファン＝アラノ) であった¹³⁾。

ここで、首脳幹部の略歴について簡単に触れておこう¹⁴⁾。

まず、バルガス (Jorge Vargas) は、1890年西ネグロス生まれでUP (フィリピン大学) 出身、独立使節団事務長 (1918～19, 22年)、土地局長 (22～28年)、農務次官 (28年)、コモンウェルス官房長官 (35～41年) 等を歴任している。また、アキノ (Benigno S. Aquino, Sr.) は、1894年タルラク生まれでUST (サント・トマス大学) 出身、大地主で製糖業を営む一方、下院議員 (1919～28, 35～38, 41年) を歴任している。彼らは1. 2でも示したように、立法府のみならず司法・行政・実業界の要職を兼任するパワー・エリートであったが、他のメンバーの多くもまた彼らに次ぐエリートであった。

デュラン (Pio Duran) は、1900年アルバイの富裕層の生まれでUP出身の法律家、実業家でもあったし、タン (Dominador M. Tan) は、1905年レイテ生まれのフィリピン法律学校出身の弁護士で下院議員 (35～41年) を歴任している。また、ラウレル (Jose B. Laurel Jr.) は、1912年バタンガス生まれでホセ＝P＝ラウレルの長男。UP出身の弁護士で1941年下院議員に選出されている。メンドサ (Alfonso E. Mendoza) は、1887年マニラ生まれで弁護士であり、下院議員 (1922～28, 34～35年) を歴任。デモクラタ党代表を務める。さらに、レデスマ (Oscar Ledesma) は、1902年西ネグロスの製糖業を営む富裕層の生まれでUP出身の弁護士。イロイロ市長 (40年)、下院議員 (41年) を歴任。アラノ (Juan S. Alano) は、1891年ブラカン生まれでUST出身の弁護士。弁務官私設秘書 (1911年) を経て、サンボアング選出の下院議員を歴任している。

これに対し、ルス (Arsenio N. Luz) は、異色の経歴を持つ。1889年バタンガス生まれでリセオ・デ・マニラ出身。UPスペイン語科主任教授 (1920年) を経て、米コロンビア大学で新聞学を学び帰国後、フィリピンにおける英字日刊紙の草分けである「ザ・フィリピンズ・ヘラルド」の編集と主宰を務める (22年～)。しかし、メンバー中、最も異彩を放つのはラモス (Benigno Ramos) である。1893年ブラカンの農民出身で地方官吏・学校教師を経てマニラに出た。比・

西・英語に長じた語学力を買われて上院事務局に勤めたが、1930年マニラの反米運動に参加、辞職して33年にサクダル党創設。34～39年日本に亡命、帰国後、ガナップ党を創設。積極的に日本軍に協力した人物として知られる。

2. 2. 2 設立意図及び職務分担

カリバビ設立の日本軍の意図は、『マニラ新聞』（42年12月8日付）に掲載の記事から明確に読み取れる。同紙上におけるバルガス長官の説明によると、カリバビの目的とする所は、「比島人の統一並に軍政に対する積極的協力を図り、以て新比島の堅固なる基礎を設定し……比島再建のため努力の統合強化の促進」と「比島人をして大東亜共栄圏の真義を理解せしめ、その有為なる一環として自己及び自己の利益を没却し一意専心公に奉ずるの精神を涵養」することにある。つまりは大東亜共栄圏建設にあたり、アメリカ色の払拭と統治の強化を目指してカリバビが設立されたというわけである。尚、カリバビの設立目的は新比島奉仕団定款第3条にも同様の内容が明文化されている¹⁵⁾。

カリバビは、建前上は「政治団体ニ非ル」（新比島奉仕団定款第1条）団体となっていた。入団に関しても、階級、宗教、官位、男女の如何を問わず「本団ノ目的ニ賛同スル十八才以上ノ比島民ニシテ善良ナル者ハ本団々員タルコトヲ得」（同定款第4条）るもので、「有資格者ニシテ本団々員タラント欲スルモノハ所定ノ入団申込書ヲ以テ本団本部又ハ支部ニ申込ムベシ」（同第5条）とある。しかし、実質的には「地方ニ於ケル本団目的ノ遂行ノ為各州、市及町ニ支部及分団ヲ設置ス、州知事、市長又ハ町長ハ夫々其州、市又ハ町ニ於ケル支部又ハ分団長ヲ兼ネ」（同第26条）るものであり、「本団々員ニ非ラサレハ今後中央行政機関ノ各部局、司法裁判所、地方庁又ハ官営会社ニ就職スルコトヲ得ス」（同第32条）とあるように、中央行政機関である比島行政府とは表裏一体の組織であった。事実、総裁は行政長官が兼摂していたのであり、その下に、各部局を直接、監督指導するために副総裁兼事務総長が置かれていた。

ところで、カリバビ各局における職務分担は次の通りであった¹⁶⁾。総務局は「精神、体育、文化並経済的復興並ニ教育、職業斡旋及連絡ニ関スル事務」を、調査企画局は「事業遂行ニ必要ナル調査研究並企画事務」を、地方支部局は「州、

市及町ニ於ケル本団支部ノ組織及事業ノ統制事務」を、宣伝局は「軍当局ト連絡ノ上新聞、「ラヂオ」、映画、劇、「ポスター」、会合其他ノ方法ニ依リ本団目的ノ滲透ニ関スル事務」を、書記長兼会計部長事務局は「庶務及会計事務」をそれぞれ担当していたのである。

3. カリバビの大衆宣撫活動

3. 1 地方遊説

カリバビは地方への日本軍政浸透を容易にするためのフィリピン人の宣撫、啓蒙運動を担っていた。そこで、まず、カリバビの活動の目的および意義をフィリピン人に広く知らしめるために、カリバビ幹部によるルソン島全地域への地方遊説が敢行された。その際、関係者が最も腐心したのは「対米敵愾心の昂揚」であり、第1回地方遊説終了後に発表されたアキノ副総裁の次の談話はそのことをよく表わしている。

過去において米国のなした悪意に満ちた反日宣伝を徹底的に撃砕し、民衆の懐疑心、悲観主義を払拭しその「劣等感」「白色崇拜熱」を駆逐し、それにとつて代るべき「半球観念」に基く「東洋人の誇り」日本の真実の民心注入と熾烈なる対米敵愾心を昂揚することとされてゐる¹⁷⁾

さて、第1回遊説は43年1月12日、アキノ副総裁、デュラン総務局長、タン企画調査局長、ラウレル地方支部局長、ラモス宣伝局長、メンドサ・ルソン地方代表及びアラノ・ミンダナオ地方代表出席のもと、マニラ近郊のブラカン州マロロスで開催された。以下、パンパンガ州サンフェルナンド(14日)、タルラック州タルラック(15日)、ヌエバエシハ州カバナトアン(16日)、パンガシナン州ダグバン(30日)などルソン島各地で次々と地方遊説が開催されていったのである。こうした地方遊説は5月末まで精力的に実施され、その様子は逐次『マニラ新聞』に掲載されていた¹⁸⁾。また、地方遊説とあわせて、地方支部の設置、拡充も積極的に行なわれた。

その結果、正式にカリバビ本部に届いた報告として、同年7月28日現在のフ

イリピン全地域にわたる支部設置数は466、団員数は39万3647名に達したという¹⁹⁾。

3. 2 その他の活動

3・2・1 文芸大会

『マニラ新聞』(43年5月11日付)は「カリバビ、初の文化運動・16日メトロ劇場で文芸大会」と題して次のように大々的に宣伝している。

新比島奉仕団(カリバビ)では東洋還元への文化運動の第一陣として来る十六日(日)正午からメトロポリタン劇場で文芸大会を開催、比島人詩人中の第一人者たるバルモリ氏最近の作詩「日本」が朗読される。朗読者は詩界の第一人者たるベルナベ氏である。この詩は三部に分れ、第一部「現代の日本」「菊夫人」第二部「行列」「金と絹」「死者は命令せず」第三部「武士道」「比較」「花祭り」「奉納式」に分れ、スペイン語で書かれてゐる。なほこの他ピアノ三重奏、独唱等もある

続いて、文芸大会が終了して2日後の同紙(5月18日付)には「日本を讀ふカリバビ初の芸能大会盛況」と題する記事を掲載して、文芸大会の盛況ぶりを伝えている²⁰⁾。

3. 2・2 労働訓練所²¹⁾

カリバビはその運動の一翼として、労働者再訓練のための指導者育成を目的とする「労働訓練所」をカリバビ本部内に開設している。第1回入所式は43年5月3日午前10時からバルガス総裁以下カリバビ役員全員出席の下250名の訓練生を迎えて同所で挙行された。

1年8か月後のマニラ全域における全工長、職工、労働者に対する精神教育の完了を目標に置いたカリバビは、マニラ市内外の使用人40名以上を雇用する各会社・工場等の工長以下全員を毎月5パーセント宛、順繰りにここに訓練生として収容し、卒業までの1か月間にわたって彼らに教育を受けさせたのである。訓

練所での授業は2組に分かれ、それぞれ午前8時45分から午後0時40分までラジオ体操学科、日本語、合唱、講演タガログ語の学習指導、また、学科講演として、カリバビの存在目的、大東亜戦争の歴史的背景、大東亜共栄圏の原理と目的、国家、民族に対して労働者の持つ共同の責任と責務等の説明が行なわれた。

かくして、労働訓練所は43年6月12日、217名の第1回卒業生を無事送り出したが、以後も同月14日に第2回の新訓練生250名を迎え、翌7月19日、223名の卒業生を送り出すなど、次々と労働者の短期錬成を行なったのである。

4. フィリピンの「独立」とカリバビの政治化

4. 1 比島独立準備委員会の設置とフィリピンの「独立」

4. 1. 1 比島独立準備委員会

「帝国の真意を諒解し大東亜共栄圏建設の一翼として協力」する場合、将来フィリピンに「独立の榮譽」を与える用意のある旨を東条英機首相が第79帝国議会で声明したのは42年1月22日のことであった。それから約1年後、フィリピンの対日協力体制が整い、独立の許容が戦争遂行上得策だと考えた日本政府は、43年1月14日の大本営政府連絡会議でフィリピン「独立」を打ち出した。それを受けて、同年1月28日、第十四軍(比島派遣軍)の和知鷹二參謀長(比島軍政監兼任)は「比島ノ独立ヲ一日モ早カラシメン」ために「全比島一千六百萬民衆カ過去ヲ清算」し、「經濟再編成ニ全力ヲ尽」くし、「速ニ精神的思想的ニ東亜本然ノ姿ニ還元」することを求める談話を発表した²²⁾。

さらに同年5月5日、フィリピンを訪問した東条首相は、翌日、「比島民衆感謝大会」の演説で、「今日諸君ハ誤レル米国主義ヲ速ニ一掃シテ……大東亜民族ノ真ノ姿ニ立チ還ラントシテ居ル」のであり、「諸君ガ今日示サレタル此ノ熱意ヲ以テ更ニ積極的ニ……大東亜戦争完遂ニ協力シ、……一日モ速ニ独立ノ榮冠ヲ獲得スル」ことを期待していると述べている²³⁾。

ついで6月18日、フィリピンへの「独立の榮譽」許与の実施に向けて、黒田比島方面陸軍最高司令官はカリバビに対して「比島人代表者ヨリ成ル比島独立準備委員ノ編成ヲ命ジ」²⁴⁾ たのである。命令を受けたカリバビは、まず、フィリピン各地から集まった知事、カリバビ役員出席のもとに、6月18、19日の両日に

わたってメトロポリタン劇場で開催された第1回全比島カリバピ大会において、独立許与に対する日本政府への感謝と新秩序建設の為に全島一致団結して日本への協力を誓う三決議を採択するとともに²⁵⁾、独立準備委員銓衡委員5名を指名して委員長ホセ=P=ラウレル、第一副委員長ラモン=アバンセニヤ、第二副委員長ベニグノ=S=アキノ以下20名からなる独立準備委員を選出し、20日、黒田司令官の認可を受けて、独立準備委員会 (the Preparatory Commission for Philippine Independence) は正式に発足した。

尚、他17名の選出委員の顔触れは、はホルヘ=バルガス、テオフィロ=シノン、アントニオ=デ=ラス=アラス、ラファエル=アルナン、クラロ=レクト、キンティン=パレデス、ホセ=ユーロ、エミリオ=アギナルド、ミゲル=ウンソン、カミリオ=オシアス、ピセンテ=マドリガル、マヌエル=プリオネス、エミリアノ=ティロナ、マヌエル=ロハス、ペドロ=サビド、スルタン=サ=ラマイン、メレシオ=アランスの各氏であった。ここには、には1. 2に挙げた比島行政府の主要メンバーが9名まで含まれているが、他のメンバーの多くも彼らと遜色のない経歴の持ち主であった²⁶⁾。

また、この頃よりカリバピは精神的団体とする従来の建前のみならず、「独立」後に向けて一挙に政治的色彩を帯びようになるのである。この点に関しては、4. 2で詳しく述べるものとする。

4. 1. 2 新憲法の起草とフィリピンの「独立」

独立準備委員会の最大任務は新憲法の起草であった。43年7月5日、独立準備委員会は第3回会合を開催し、立法委員、行政委員、司法委員、憲法起草委員、企画調査委員等の各分科委員を決定した。尚、憲法起草委員には、委員長にラウレル、委員にアバンセニヤ、アキノ、バルガス、レクト、ユーロ、ロハスの各氏が任命された²⁷⁾。この内、ラウレル、レクト、ロハスの3氏は1935年のコモンウェルス憲法起草にも参加しており、彼らの政治経験を重用しているとの口実を日本軍に与えることになった。ともあれ、憲法草案は9月4日に完成し、同月6、7の両日開催された特別全島代表者会議で批准された²⁸⁾。草案では大統領に拒否権を持たせるなど権力の集中を図った²⁹⁾。これは日本が「大統領を通じて指

導できる」体制をとらせたものだと考えられる。10月14日、フィリピンは第2フィリピン共和国として「独立」、ホセ＝P＝ラウレルが大統領に就任した。閣僚にはレクト（外務）、アラス（財務）、シソン（司法）、パレデス（公共土木・通信）、アルーナ（農・資源）、ラウレル（内務・教育を兼務）、ユーロ（大審院）ら独立準備委員会のメンバーがそのまま就任した。軍政はこの時点で撤廃されたが、実質的な軍政はこの後も続き、「独立」は形骸化したものに終わった。

4. 2 カリバビの政治化

4. 2. 1 カリバビの変容

カリバビ運動の変容は『マニラ新聞』（43年8月1日付）掲載の「カリバビの新使命」と題する記事に明確に記されている。記事によれば、当初は「新比島の理念」の啓蒙、すなわち、「比島の独立」「東洋人への還元」「日本認識並びに軍政への協力」「対米敵愾心の昂揚」に運動の重点が置かれていたのに対して、今後は独立を視野に入れながら「国家としての比島」もしくは「国民としての比島民」たる立場から「独立後に来るもの」について深く民心を啓蒙することへと運動を移行する必要があるという。

さらに、同記事の中では、政治・文化・婦人・宗教に大別して各分野における運動の将来の動向を記述しているので、それについて触れておこう。

[政治]

各州知事、市長は同時にカリバビの支部長でもある、現在彼等が地方行政の中心であると同時にカリバビ運動の挺身者であることは彼等をして将来地方民の代表としての役割を演ぜしめるに最適といはねばならない、殊に政党的解消した現在人民を代表して政治に関与出来得る人間は即ちカリバビ団員において他にはない、かく考へるとき行政と立法の中心を司どる人物の総合としてのカリバビの実要件がますます倍加されてそれに伴ふ機構の改革等も必然的に考慮されねばならぬであらう

[文化]

何といつても比島独自の文化の振興が必要で、各国との文化交流の源泉と

してこの方面における活躍は一刻もおろそかに出来ぬ、同時に比島人の教養の向上も当然考慮さるべき事柄で、東洋的教養の涵養にも大いに力を注がねばならぬ

[婦人]

現在まで特に婦人を対象とした運動が行はれてゐないが、比島婦人の持つ特殊性に鑑み、婦人啓蒙運動は是非ともなされねばならぬ

[宗教]

現在比島の宗教は孤立し、超然性を固執してゐるかの如く見える、支那事変、大東亜戦争勃発と日本の宗教界（新旧キリスト教を含む）は大きな変革を来し、この聖戦の意義に沿つた宗教新体制を確立したが、比島の宗教界も新事態に即応した新体制を確立すべきであらう、カリバビこそこの使命を遂行できるものであり「宗教局」的なものを設け、宗教を通じて民心を導くことは特に比島では必要であらう

このように、独立を前に政治的色彩を持つようになったカリバビは、新しい政治理念である「政治即奉仕」の上に立って、その運動を政治、社会の各分野にわたって推進することを期待されるようになったのである。

4. 2. 2 カリバビの政党化

「独立」政府の政治力強化と国内体制確立の必要から、ラウレル大統領は1944年5月5日、全文19章、35条からなるカリバビ定款（大統領令第17号）を発令、カリバビの政党化を発表した³⁰⁾。同時に、大統領令第18号を発令、従来のカリバビ少年部を廃止し、カリバビとは別に少年、少女から構成されるリサール少年団（カバリス）を創設した。これよりカリバビは一国一党の政党として歩み出し、名実ともに全国的政治機能の核心として出発することになった。

ところで、この定款を旧定款と比較すると、次のような相違点を指摘できるのである。即ち、(1) 党派的性格を持たない一国一党であること（第2条）、(2) 大東亜憲章の顕現をカリバビ運動の主要目的の一つとすること（第4条第3項）、(3) 執行機関を設立し、これを運動実施の中核とすること、また、従前は集団

の行政・統制権が「幹部」にあったのに対して、今回の改訂により執行機関各員の援助のもとに事務総長個人にこれらの権限を付与されたこと（第12条、第18条）、（4）従来の総務、宣伝、地方支部、調査企画の各局ならびに会計書記部の内、調査企画局と会計書記部が廃止されたこと（第19条）、（5）対スペイン革命当時の女性兵士メルチョ・アキノをその模範とする婦人部が創設されたこと（第5条）、（6）団員資格が従来の18才から20才に引き上げられたこと（第5条）、（7）少年部が別個に規定されたこと、等である。

このように、性格的には純然たる政党であり、思想的には大東亜共栄圏の一員たることを絶対の前提とする新生カリバビは、こうした性格と思想を具備しつつ、事務総長を中心とする執行機関が運動展開の推進力として強力な統制・指導権を把握、社会の末端に至るまで運動を全面的に推し進めていこうとしたのである。なお、今回の定款改訂により、事務総長の地位権限が以前より遥かに拡大・強化されているが、このことは政府がカリバビそのものに対して法律的不のみならず、社会的、政治的にも一つの大きな権威を付与したものと見なすことができる。また、新たに婦人部が政治運動の一翼としてカリバビ運動に設置されたことも注目に値する。

4. 2. 3 リサール少年団設立

カリバビの政党化に伴って従来のカリバビ少年部³¹⁾は解消され、大統領令第18号に基づいて、新たにカリバビとは別個にリサール少年団（カバタン・パンガラップ・ニ・リサール）ことカバリスが設立された³²⁾。その結果、カリバビ少年部の人員、器材、予算はカバリスに編入されることになり、同時に前カリバビ副総裁事務所勤務の者数名が文部省配属となった³³⁾。

この少年団はボーイスカウト的なものとは全然異質の愛国的小国民運動の実体としての性格を有していた。つまり、少年団においては、（1）リサールの生涯をもって生活の模範となす、（2）敬神、愛国、敬良その他の基本道徳を涵養する、（3）青少年としての成育過程において国家の指導層たるべき素質を鍛錬する、（4）比島共和国の理想、目的を経験させるためカリバビの精神を注入する、の4点を目標に掲げて、国家の礎石としての少年少女の国家意識および道徳心の

昂揚に重点を置きたいわゆる小国民教育が指向されたわけである³⁴⁾。

4. 2. 4 カリバビの機構改革

政党として出発したカリバビは機構改革に取り組んだ。まず、事務次長並びに各局長の首脳人事に着手し、44年5月29日に決定、ラウレル大統領により3氏が任命された。即ち、事務次長にドミナドル＝タン（前カリバビ調査企画局長）、総務局長にピセンテ＝ロントック（前カリバビ総務局付）、地方支部局長にデオドロ＝デ＝ベラ（前カリバビ地方支部局長代理）の各氏がそれぞれ就任したが、彼らはいずれもカリバビ設立時からの幹部メンバーであった³⁵⁾。その後、協議を重ねたカリバビの機構改革は同年7月11日に再組織を完了、5つの事務所（総裁事務所、副総裁兼事務総長事務所、事務次長事務所、財務官事務所、会計監査官事務所）及び3つの局（総務局、地方支部局、婦人局）を設置した³⁶⁾。更に、副総裁兼事務総長事務所の下には宣伝遊説部と特設政務部とが設置され、事務次長事務所に特設法制調査部が新設された。これらのうち、財務官事務所はカリバビの新発足と同時に廃止されていたものが、再び設置されることになったものである。

カリバビの新定款によれば、一局長のもとに独立した宣伝局が設けられるはずであったが、直接アキノ事務総長の監督下に宣伝遊説部が新設されている。特設政務部は党の一機関として、カリバビが国家の政治活動を指揮統御するために、国民議決や支部の役員選挙等の任務を遂行するべく設置されたものである。特設法制調査部はカリバビの党機能活動に関連する法的諸問題を研究すると同時にカリバビの政策遂行上必要な諸調査にも従事する機関である。婦人局は全国の婦人団体を整理統合して構成するものであるが、既存の団体に対してはその社会的、道徳的、慈善的活動が党の政策に背馳しないよう監視する任務を負っていたのである。

5. 残された課題：むすびにかえて

日本軍は当初から既存の政治エリートを温存しつつ、アメリカ色を払拭した強力な統治体制の確立を目指していた。そのような目的を達成するべく、政治エリ

ートを組織の中枢に配して設立されたカリバビは、中央行政機関である比島行政府とは表裏一体の関係にあり、一般住民と行政府との間の橋渡しの役割を担い、広範な宣撫活動を行っていた。同時に、カリバビは独立準備委員会の編成から傀儡共和国の誕生、そして、国家総動員体制へと続くプロセスの中核としても深く関与していた。本稿では、史料を用いてこうした点を明らかにしてきた。

しかし、ここで大きな問題が残っている。つまり、日本の占領支配に対するフィリピン社会の対応とそこから生じる問題の解明の必要である。本稿に即して言えば、フィリピンの政治エリートはカリバビに対してどのような対応をしていたのか、また、カリバビのフィリピン国民に対する宣撫活動の実効性はどれほどであったのか、ここでは言及していない。それらを具体的に明らかにすることで、日本占領下のフィリピンの人々の政治的行動を理解することができ、日本の占領支配の実態とその歴史的意味を再検討することが可能になると思われるのである。そうした点については稿を改めて論じるつもりである。

注

- 1) 隣組については、Tijam (1951) の他、『マニラ新聞』(1942年11月14日付2面)、Soriano (1948), pp.189-192、Hartendorp (1967), pp. 199-200. 等を参照せよ。
- 2) Laurel (1962), pp.11-12.
- 3) 新比島奉仕団定款第3条(ホ) (『軍政公報』第8号所収)。
- 4) バルガスは1935年11月のコモンウェルス政府発足以来、官房長官を務めていたが、42年1月1日、ケソン大統領によって大マニラ市長に任命された。
- 5) 会見議事録の詳細は『軍政公報』第1号 pp.11-13. を参照せよ。
- 6) 「比島大日本軍最高指揮官ノバルガス氏ニ与フル訓令」は『軍政公報』第1号 pp.8-9. に所収。
- 7) 「比島中央行政機関ノ編成」は『軍政公報』第2号 pp.31-35. に所収。
- 8) アメリカ植民地期の主要なフィリピン・エリートの系譜については、中野 (1996) pp.26-27. 及び中野 (1997) 第1章を参照されたい。
- 9) 「中央行政機関及裁判所事務分掌規程 (行政令第4号)」全文の詳細は『軍政公報』第3号 pp.23-37. に所収。
- 10) 本節の記述にあたり、『マニラ新聞』(43年6月10日付) を参照した。

- 11) 『マニラ新聞』(42年12月5日付1面)。
- 12) 各党首による政党解消声明は、同日午後7時半よりラジオを通じて行なわれた(『マニラ新聞』(42年12月5日付1面))。尚、カリバビ結成に伴い、婦人クラブ連合会、YMCA、YWCA、フィリピン女性文学者協会、フィリピン看護婦会等の各種社会団体はほどなくして解散させられ、カリバビに吸収された(同(12月23日付1面))。また、カリバビ結成式典が公式に行なわれたのは、リサール記念日にあたる12月30日であったが、これは日本軍が、カリバビに民族主義的色合いを付けようとしたからに他ならない。そのことは、当日行なわれたバルガス長官の演説からも容易に理解できる(Malay (1967) pp.193-96.)。
- 13) 『マニラ新聞』(42年12月8日付1面)、及び、Malay (1967) p.187。
 なお、カリバビは、43年5月28日、陣容強化のため事務次長兼宣伝局長に比島行政府のオシアス教育構成部次官を推し、宣伝局長ラモスを無任所理事とする人事異動を発表している(『マニラ新聞』(43年5月29日付1面))。
- 14) 彼らの略歴は、Cornejo (1939)、Galang (1958)、Retizos and Soriano (1957)などに詳しい。
- 15) 新比島奉仕団定款は、行政長官ホルヘ＝ピ＝バルガスの名において昭和17年12月4日付の行政命令として規定されたものであり、全17章、36条から構成される。全文は『軍政公報』第8号 pp.15-20.に所収。
- 16) 新比島奉仕団定款 第20条から第24条まで参照。
- 17) 『マニラ新聞』(43年6月9日付1面)。
- 18) 遊説はなおもバギオ、サンバレス、バタアン、カガヤン、イロコス、ピコール地方へと相次いで行なわれ、5か月にして5千キロ以上にわたる行程を踏破したと『マニラ新聞』(43年12月5日付2面)は伝えている。なお、地方遊説の様子は、例えば『マニラ新聞』43年1月14日付、同17日付、2月2日付、同14日付、同16日付、同23日付、同24日付、3月18日付、同28日付の各記事を参照せよ。
- 19) 『マニラ新聞』(43年8月1日付2面) 掲載の地域別内訳は次の通り。
 [支部数] ルソン島 (25州) 426、ピサヤ地方 (11州) 20、ミンダナオ (10州) 9、
 その他バギオ、カピテ、セブ、ダバオ、サンパブロ各市に1、マニラ市11
 [団員数] マニラ市 45,681名、ルソン島 (25州 3市) 303,128名 (除マニラ市)、ピ
 サヤ地方 (11州 3市) 4,437名、ミンダナオ地方 (10州 1市) 401名
- 20) カリバビの文化活動そのものを報じる邦字紙記事は、これを除いては殆ど見られず、僅かにカリバビ婦人大会の開催を報ずる記事(『マニラ新聞』(44年8月23日付2面))が散見されるぐらいである。しかしながら、フィリピン人向けの新聞としては、タガログ語紙がタリバ (Taliba) 他3紙、英字紙がトリビュン (Tribune) 1紙あ

ったので、活動状況については、そちらに記事が掲載された可能性が高いものと思われる。

- 21) 呼称に関しては『軍政公報』13号に拠った。また、本節を記するにあたり『マニラ新聞』(43年5月4日付2面)、同(43年6月16日付2面)、同(43年7月20日付2面)の各記事を参照した。
- 22) 「比島独立問題ニ就テ」軍政監談『軍政公報』第9号所収。
- 23) 講演全文は「比島民衆感謝大会ニ於ケル東条首相閣下講演」『軍政公報』第12号に所収。
- 24) 「新比島奉仕団ニ対スル「比島独立準備委員」編成ニ関スル公表」『軍政公報』第13号所収。
- 25) 「新比島奉仕団全国大会決議」同上所収。
- 26) 「独立委員会認可ニ関スル比島派遣軍発表」同上所収。彼らの略歴については『マニラ新聞』(43年6月20日付1面)を参照せよ。
- 27) 『マニラ新聞』(1943年7月6日付1面)。
- 28) 同上(1943年9月7日付1面および9月8日付1面)。
- 29) 新憲法は、基本的には1935年憲法を踏襲したものであった。新憲法条文は Agoncillo (1965), Vol.II, pp.983-997.を参照せよ。
- 30) カリバビ定款の全文は『マニラ新聞』(44年5月6日付2面)および、同(44年5月7日付2面)を参照せよ。
- 31) カリバビ少年部は、43年5月18日、新比島奉仕団定款の一部修正に伴って創設されたものである。なお、定款の修正箇所については「新比島奉仕団定款一部修正に関する件」(『軍政公報』第12号 pp.35-37.)を参照せよ。
- 32) カバタアン・パンガラップ・ニ・リサール (Kabataang pangarap ni Rizal) とはタガログ語で「リサールの若き夢」の意味。カバリスはその略称である。
- 33) 『マニラ新聞』(44年7月12日付1面)。
- 34) 同上(44年5月6日付1面)。
- 35) 同上(44年5月30日付2面)。
- 36) 同上(44年7月12日付1面)。

＜参考文献＞

- Agoncillo, Teodoro A. (1965) *The Fateful Years: Japan's Adventure in the Philippines, 1941-1945*. 2 vols. Quezon City: R.P. Garcia Publishing Co.
- Cornejo, Miguel R. (ed.) (1939) *Cornejo's Commonwealth Directory of the Philippines*.

Encyclopedic Edition.

Galang, Zolio M. (ed.) (1958) *Encyclopedia of the Philippines*, Vol.17, 18.

Hartendorp, A.V.H. (1967) *History of the Japanese Occupation*, 2vols, Manila: Bookmark (With the Assistance of the William J.Shaw Foundation).

比島軍政部／軍政監部 (1942-1943) 『軍政公報』(全13巻) マニラ新聞社

Laurel, Jose P. (1962) *War Memoirs of Dr. Jose P. Laurel*. Manila: Jose P. Laurel Memorial Foundation.

Malay, Armando J. (1967) *Occupied Philippines: the Role of Jorge B.Vargas during the Japanese Occupation*. Manila: Filipiniana Book Guild.

マニラ新聞社 (1942-1945) 『マニラ新聞』(復刻版(全5巻) 有山輝雄解説 (1991) 日本図書センター)

中野聡 (1996) 「宥和と圧制 ——消極的占領体制とその行方——」池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』岩波書店

—— (1997) 『フィリピン独立問題史 ——独立法問題をめぐる米比関係史の研究 (1929-46年) ——』龍溪書舎

Retizos, Isidro L. and Soriano, D.H. (eds.) (1957) *The Philippines Who's Who*. Capital Publishing House Inc., Manila, Philippines.

Soriano, Rafaelita Hilario (1948) "Japanese Occupation of the Philippines with Special Reference to Japanese Propaganda, 1941-1945." Ph.D. thesis, University of Michigan.

Tijam, Teopisto S. (1951) "The District and Neighborhood Associations During the Japanese Regime." M.A. thesis, University of Manila.

<キーワード> カリバビ, フィリピンの対日協力, 大衆宣撫活動, 比島行政府, 比島独立準備委員会

Kalibapi

— Philippine Collaboration in the Pacific War —

Takehisa SETO

In this paper I've examined the process of Philippine collaboration with the Japanese in the Pacific War through the Kalibapi. The Kalibapi, the "Kapisanan sa Paglilingkod sa Bagong Pilipinas" (The Association for Service to the New Philippines) was a new civic association in the Philippines organized by the Japanese for the purpose of indoctrinating the Filipinos with the idea of building the New Philippines in the Greater East Asia Co-Prosperity Sphere. It can be safely considered as the counterpart of the National Service Order of Japan.

The Kalibapi, in which the Philippine ruling elite occupied leading positions, was formally launched as a "non-political organization" on December 30, 1942. From then on, it was a convenient conduit for the military administration's policies and requirements. The Kalibapi held a lot of campaign meetings in Manila and the provinces, opened a "Leaders' Institute for the Training of Kalibapi Workers" in Manila, set up a Junior Kalibapi, etc. It played a further important role when the puppet Philippine constitution was in preparation. It was legally converted by Executive order No.17, dated May 5, 1944, from a "non-political to a non-partisan political organization", and was to be the legitimate agency representing the people and linking the government to the people.

The subjects of how the Filipinos corresponded to the Kalibapi, and the trouble the Kalibapi caused in Filipino society still remain to be discussed.